

フールスウェーイ教授の

「訳注 漢書刑法志」の書評に答えて

内 田 智 雄

ライデン大学のフールスウェーイ教授が、われわれがかつて上梓した「訳注漢書刑法志」に対して、「通報」(『T'oung Pao』, vol. XLVIII, livr. 3-5, 1960.—Leiden, E. J. Brill.)誌上に書評を載せられている。以下、同教授の書評の拙訳を掲出して、書評の問題点を明らかにし、それに対する私見の若干を申し述べたいと思う。

日本文の序と英語の序文とで述べられているように、前漢書卷二十三——それは、前漢およびそれ以前の時代の(主として刑)法の顯著な諸点の記述をしたものであるが——の翻訳は、同志大学法学部の内田教授と、他の五人の学者たちによる共同研究の成果である。これらの人々は、逐字訳をさけて……(原典を)正確かつ平易な日本語——現代日本語、すなわちまた漢文直訳体でない——に訳出する」という、非常に賞讃すべき目的のもとになされたものである。この仕事を完成するために、共同研究のチームは、毎週の研究会を一年間継続せられた。そしてこの人々のその成果は、まことに賞讃せらるべきものである。西洋人が、もしも、このような希望を表明してよいとするならば、

諸他の日本の中国学者たちも、この人々の事例に追随せられるであろうことが望ましい。理由如何とならば、中国の原典の現在の諸他の日本語訳は、どちらかといえば、機械的な翻訳であることが多く、大部分が、漢文特有の難解なところをそのままにしておく漢文直訳体であるからである。同じ著者たちのグループは、彼等の漢書の最初の翻訳と同一方法に従って、現在すでに、「晉書」(卷三十)の法律に関する極めて重要な章の数節を、共同研究による未定稿翻訳として、「同志社法学」誌に連載しつつあるように、そのすぐれた研究を続行しつつある。

私が、なんらかの批判的な意見を述べるにさきだって、著者たちの主たる目的とするところは、見事に成功していると申し述べなければならぬ。すなわち著者たちは、中国の原典を通常な現代日本語へと、なだらかな翻訳たらしめている。以下述べるところの批判は、その他のこと、すなわち主としてその手続きに関するもので、私はその翻訳や注釈のこまかいことについて申し述べることをさし控えることとした。

まず第一に、「漢書刑法志」について、入手し得るかぎりのもろもろの異本が対照せられている。これは申し分のないう手続きである。もっともこれは、申すまでもなく自明当然な手順ではあるが、やはり高く評価せらるべきことである。しかしそれは明白なように、ただ完本のテキストのみが採択せられていて、パリの The Bibliothèque Nationale (Pellicot 蔵書の三六六九号) 所蔵にかかる七十行ほどの漢書刑法志の断簡については記述されていない。この断簡は、晉の政治家であった蔡謨[※](312-387)の「集解」を含むかも知れないものとして付加的興味を有するものである。著者たちは本文の文字の異同の存在を指摘して、そしてその異同を本文の下欄に記載している。これら本文の文字の異同は、数的には比較的僅少であって、かつまた、本文の文字の異同によって生ずる解釈の相違についても、なんら述べるところがない。

※ 王重民の巴黎敦煌殘卷叙録、卷二、一枚表ページ(パリにおける敦煌断簡の記述表、一九三八年)を見られよ。——現在また

王重民の「敦煌古記(?)叙録」(北京、一九五八年、七六頁以下)に収められている。私の「漢律の佚文」Remnants of Han Law, I (Leiden, 1955) 三九三頁、注二二三参照)

第二には、なんらかのことが、著者たちの注釈について述べらるべきであった。著者たちは、古典からの引用句、もしくは章句のパラフレーズされたものについてはその典拠を示している。それらの指示は、極端に簡略なものであつて、解釈について立入った論究を行なっていない。典拠の指摘は、中国人の研究でも日本人の研究でも、いつも行なわれる常套的な方法、すなわち引用句が引証されている章を単に指示するにとどめるという方法をとっている。引用が漠然としているときには、著者たちは原典の日本語訳を引用している。そしてその場合、著者たちによる実際的な説明がある。著者たちはその序文において、著者たちの解釈は、顔師古注にもとづいてはいるが、他方、古典的な注釈家たちの注も、また参照し評価した(英文の「凡例」、三頁)と述べている。著者たちはまた次のようにも述べている。すなわち古典的注釈家たちによってなされた複雑さの迷路や、往々にして矛盾する見解をとおして、読者に暗中摸索せしめる労を救おうという考えのもとに、著者たちが最も適当だと考えた注や解釈のみを採択したということ(同上、一頁)。

さて私は、これは読者の能力を不当に低く評価したものであると考える。なんとすれば、この翻訳を読むために、この主題について十分な興味を有している学者や学究は、翻訳者たちが、あるひとつの解釈をとらずに、他のひとつの解釈を、よりよいものとして採択したもろもろの理由を了解することも、あるいはまた翻訳者たちが、どのような見解からその解釈を採らなかつたかということも、是認することができると考えられるからである。

注釈の極端なまでの簡略さは、同時にまた、著者たちに、班固の見解、とりわけ先秦の制度についての著者たちの意見を述べさせないようにさせている。たとえば、班固が引用している「周礼」のもろもろの規制は、空想的な社会体

制以上のなにかであったかどうか、などということは、現実的事実としては、疑わしいという以上の問題であるにかかわらず、班固が実在したものととして引用しているその記述を、彼すなわち班固自身が信用していたことは明白である。にもかかわらず著者たちは、班固の歴史的な考察の本質について、著者たちの見解を全然述べずに、そしてそれを、おそらくは解説をせずに、読者に読者自身の結論を引き出させるようにしている。私は著者たちが、班固の先秦時代の記述に、なんらか絶対的な信頼をおいていたとは信じがたい。たとえこのことが、この訳注の「序」において、「太古から前漢末までの刑罰や刑法を歴史的に総括したものである」という著者たちの記述から推論され得たとしても（、を付したのはフルスウェーイ）。

同様にしてこのような簡略さは、いかなる他国語による現代の研究にも、いささかの引証をも除外させている。西洋の言語におけると同様に、中国語や日本語で書かかれたもので、採択し得る豊富な補助的文献が存在しているのにかんがみて、これは遺憾なことである。著者たちの——私に誇大していわしむれば——かかる沈黙は、※翻訳の対象として「漢書刑法志」を選んだことに対する第二の理由、すなわち「漢書に関しては参照すべき注釈書も、校合すべき古板本も比較的が多いということ」に矛盾している。なんとなればこのことは、かかる豊富な第二義的資料は、どちらかといえば、簡略な本文を一層容易に了解させるために、十分に利用せらるべきであったということを示しているように思われる。

※ 訳者注。

原文には reticence ということばが用いられている、あるいは reticence の誤植ではないかと思う。しばらく reticence として訳しておく。私の誤りであれば宥恕を請いたい。

私は著者たちが、「漢書刑法志」の私の翻訳において、私が試みた注釈の極端な詳細さを避けようとしたものであ

ることを、十分に理解することができ、(その私の翻訳は彼等著者たちに知られており、また彼等の研究グループのリーダーである内田教授は、「同志社法学」巻四十六に拙著論評の労をとっている)。とはいえ、より豊富な注釈が用意されていたのかも知れない。だからして同一著者たちが、上に言及した「晉書」巻三十の翻訳においては、きわめて豊富な考証をなしつつある事実を私は幸にして知っている。しかしながら私はここで再び次のことを要望したい。すなわち著者たちが先秦に関するすべての記述の信憑しがたいこと、すなわち「周礼」の理論や、晋代もしくは唐代のことを信憑することさえもが、ひとつのこと、換言すれば現実的事実としては別のことであるということを、明確に述べらるであつたということ。

このような批判的な意見は、内田教授やその有能な同僚たちによるこの労作の主たる重要性をおおいかくすものは決してない。すなわちそれは、難解な漢文を、日本人に——また西洋人たるわれわれにも——なだらかな、そしていかにも日本語らしい現代日本語への、真実な意味での翻訳として呈示されたものであるからである。彼等の努力は十分に賞讃に値いする。とりわけそれは、新しい冒険を意味するが故に、なおさらのことである。

エー・エフ・ビー・フルスウェーイ

以上がフルスウェーイ教授の書評の全文で、以下に述べるこれに対する所見は、あくまで私個人のものであつて、研究会のメンバーの諸氏の意見でもなく、また諸氏の意見を徴したり、あるいはまたそれを総合したりしたものでも決してないことを、最初に、はっきりと申しあげておきたいと思う。

指摘されるように完本のテキストのみを校合に用いて、ペリオ・コレクションにかかる敦煌の断簡を用いなかったことは、校合それ自体としては、やはり手おちであつたことを卒直に認めざるを得ないと思う。しかし本文の文字の

異同としては、殆んど数えるに足りないほど僅少なものであり、加うるにその本文の異同も、明らかに誤記と思われるものもすくなくはなく、また顔注に見えない注の三条も、本文の解釈や顔注を基本的に改めなければならぬようなものは殆んど見出し得ない。従つて内容的には本文もまた晉の蔡謨の注といわれるものも、訳文や注解を補なうに足るものではないといつてよいかと思われるが、王重民氏のいうが如く、「世[△]の字を廿[△]に作り」、「民[△]の字や治[△]の字を欠筆」してあり、従つてこの断簡が、唐の高宗(649-683)の時の筆写にかかるものであるとするならば、すくなくとも本文の文字の異同は示すべきであつたことになる。私たちがこの敦煌の断簡を校合に用い得なかつた事情は、当時私は、すくなくとも私は、ペリオの敦煌文書の中に、漢書刑法志の断簡の存することを仄聞の程度で知つており、そしてその敦煌文書の写真にとられたものが、われわれがこの翻訳に従事していたところに、東京に請求されるようになったということも、これまた仄聞はしていたのであるが、その中に、果して漢書刑法志の断簡が含まれているのかどうか、またそれは、長短どの程度のものであるかということも、京都にある私たちには、必ずしも明らかに知り得るところではなかつた。さらにまたそれが、王重民氏によつて夙に紹介されていたということも、私は寡聞にして知るところがなかつた(巴黎敦煌残卷叙録第一輯、中華民國二十五年(1936)、第二輯、中華民國三十年(1941)出版)。然し実際には、この「訳注漢書刑法志」に書評の筆者が明示されているように、同氏の *Remnants of Han Law*, Vol. 1, p. 393. の注の「奇請它比」の項に、王重民氏の「巴黎敦煌残卷叙録」の書名が、*The Bibliothèque Nationale* 収蔵のペリオ蔵書第三六六九号とともに引証されていたのであつて、それを私が見おとしていたわけである。要するに私が王重民氏に前記の著があり、その書を手し、敦煌文書に漢書刑法志の断簡七十一行が存していたことを知つたのは、われわれが「訳注漢書刑法志」を上梓した遙か後のことである。然し弁解はともかくとして、「訳注漢書刑法志」再刊の機会があれば、補訂を行なうことに躊躇を感じない。

なおひとつ重要なことは、われわれが本文の文字の異同をあげながら、文字の異同によって生ずるであろう本文の意義の解釈の相違について、なんら言及するところがなかった点を指摘されていることであるが、このことは、「訳注漢書刑法志」の「凡例」において記したように、翻訳の底本として汲古閣本（前漢書補注本）を用いたこと、およびそれによって一応意を通じ得る本文は、底本によって訳注を行なうことを原則したことに由来している。また氏は「本文の異同によって解釈の相違が生ずるわけであるが、そのようなことはなんら試みられていない」といわれているが、いわれているような方法をとるためには、ひとり漢書刑法志の各板本の文字の校合のみならず、冊府元龜、通典、唐六典、資治通鑑その他の文字の異同の考証（そのそれぞれが、また板本の相違によって文字の異同のある場合がすくなくない）はもちろんのこと、降つては王先謙その他、清朝の学者の考証の成果をも比較参照して、いちいちその批判を行なわなければならず、これは決して、いわれるが如く簡単な作業ではないのみならず、われわれの目的とするところは、結果として、「漢書刑法志」の定本を作るということにあったわけではないのである。換言すれば、古板本における文字の異同を示したのは、ただ読者の参考に供しようとした以外のなものでもない。もともとこの「訳注漢書刑法志」は、その「序」に記しておいたように、「できるだけ正確かつ平易な日本語として訳出することに努め、注もまた煩雑な注釈家の諸説を羅列するのをやめて、われわれが最も妥当だと考えた注や解釈のみを簡明に付記することとした」もので、そもそもこの書の訳注の目的は、中国法制史研究の基本的文献の一である漢書刑法志が、わが国にては、いまだ訳出されていなかったということもたしかにあるが、とりわけわれわれとしては、これを、中国研究を専門としない一般の法制史家、別して刑法や法律を研究せられる諸氏に、共通の研究資料として提示せんとすることにあり、専門にわたる注釈や校勘はつとめてこれをさげ、そのためには、ライシャワー教授がかって私に私信をもって寄せられたことばのように、「漢文直訳体」というものは、日本語でもないし、また中国語でもない」、いわゆ

る中途半端なもので明らかにあるので、「できるだけ正確かつ平易な日本語として訳出することに努めた」わけであり、他方、「原文の語調や表現のニュアンスなどを保存し」ようという意図から、訳文は必ずしも「正確かつ平易な日本語」になっていない憾みがあるとしても、とにかくその目的としたところは、まさしくそこにあつたわけであり、さらに、ありていにいえば、現在わが国の高等学校 (high school) の学生たちに理解し得るような訳注をと念願したものであるわけである。このような目的のもとに訳注を行なったために、氏が指摘せられるように、注が簡略に失するという結果も生じてきたのである。しかしながら、われわれの訳注の目的がそこにありとするならば、本文の文字の異同を呈示するといった手続き——たとえその異同について言及するところがなかったとしても——は、殆んど意味がないという反論が生ずるかも知れないけれども、すくなくともわれわれ専門家がこれを訳注の対象とするかぎりにおいて、やはり閑却することのできない基礎的な作業のひとつであつたといわなければならぬかと思う。

氏が第二に指摘せられている点は、上に私が述べたところによって、大体はその解答となし得るかと思うが、なお同氏が指摘せられている点を具体的に明示することによって、その補足的な解答としたいと思う。

氏が指摘せられるように、注や脚注が簡略に失していることは卒直に認めざるを得ないと思うが、そのことは、次のように答えることはできないであろうか。すなわち本文を平易な日本語として訳出しようとしたわれわれの意図は、必然的に、また訳文との相対的な関係において、注もまた簡略なものとなさざるを得ないということ。極言すれば、本文は平易であるが、注は詳細をきわめ、あるいは煩雑なものであるということとは、訳文との関係においては明らかにアンバランスなものとなりはしないであろうか。さらにいうならば、われわれの心理的比重の問題としては、努力の主たる対象が本文の訳文におかれていて、注には必ずしもなかつたということができるかも知れない。もしも一歩進めて理想的な訳文をといえば、注を必要としないような本文の訳ということになるのであるが、これは書物の性

質上また内容上、実際には不可能に近いといわざるを得ない。従つてまた指摘されるように、「漢書刑法志」に引用されている古典の解釈について、多くの場合、ひとつの注釈のみを採択して、広く諸家の説を引用しなかつたことは、いわれるが如く、読者の能力を過少評価したものでは決してなく、前に記したように、われわれの本書の訳注に対する基本的態度そのものに由来することをかき添えて申し上げたいと思う。事実、たびたび本書に引用されている書経・詩経・論語の章節のごときは、その解釈は古来注釈家によつて区々さまざまであり、これに統一の見解をあたえることも、またそれらを徒らに羅列することも、さらにまた一説を採つて他説を採択しない理由を明示することも、ともに煩雑な仕事であるのみならず、ましてやこの訳注が、私ひとりの手によつてなるものではなく、数人のそれぞれ専門家の共同作業たるにおいては、その煩雑さはさらに倍加するものといわざるを得ない。そこで便宜、「顔師古の注によることを原則とした」わけである。

とはいえ、氏が特に例示されているように、「漢書刑法志」に引用されている「周礼」本文の歴史的信憑性如何の問題は、この書における周礼の引証が、他の古典の引用と異なつて、「漢書刑法志」そのものの構成上、極めて重要な比重を占めているということと、班固の刑罰の歴史的な記述において、周礼はまさにその理想的な典型として、その批判の基準とされていたという意味とにおいて、自ら他の古典の引用とはその比重を異にしているといわなければならぬ。そこで問題は、周礼の記述の歴史的信憑性如何ということになり、氏は周礼の記事をもつて、「空想的社会体制」以上のなものでもないにかかわらず、班固は歴史的に実在したものととして引証していると述べていられるのであるが、問題は実のところあたりにあるものと考えられる。事実、班固の周礼の引用の仕方は、まさしくわれわれにそのような印象をあたえるけれども、氏がいわれるが如く、班固が周礼の記事を、すなわち周代の政治やその体制、あるいは犯罪に対するその規制の仕方を、周礼の記述そのままに真実とし、また歴史的な事実として、果してう

けとつていたかどうかということになると、これは班固の史観の問題として、あるいは古典批判の問題として、改めて別に考察せらるべき問題であると考えられる。もし私をして、この問題について卒直な表現をせしめれば、ここに見られるような古典の引用の仕方は、中図の史書の一般的常套的な記述方法のひとつであって、周礼の記事の信憑性如何以上の問題であるといいきりたい。それはひとり周礼のみに限定せられることではなく、漢書刑法志がたびたび引用している書経や詩経、特に堯舜典や呂刑の記事、とりわけその刑罰規定についても、ほぼ同様なことがまたい得るであろうし、極端ないい方をすれば、漢書刑法志がもつばらその記述の対象となし、明らかに歴史的な事実として記述している漢代の刑罰制度やその法規や犯罪件数の如きについてさえも、厳密な歴史的な記述であるかどうかということになる、さらに検討を要する点がすくなからず存在しているのではないかと考えられる。とにかく周礼の記事の信憑性如何の問題、すなわち氏のいわれる「班固の先秦時代の記述」について、われわれ訳注者に、訳注者自身の見解を表明すべきであるという要望は、極めて困難かつ過重なものであって、形式的にもこのような小著の記載し得るところでないのみならず、また当初からわれわれの目的とするところでもなく、内容的には、この種の問題は、それぞれそれ自体として取扱わらるべき問題であると考えられる。ましてや数人の専門家の共同作業としてのこの訳注は、かりにもし、周礼の規制を一口にいつて、「空想的な社会体制以上のなにも」でもないとすることに意見の一致をみたとしても、然らば堯舜典や呂刑の記事は如何ということになると、いわれるが如く、左様に簡単に結論を下し、そしてそれを注記し得るようになるということは、実際問題としては不可能に近いとせざるを得ない。問題は、やはり中国の史書といわれるものの一般的な性格如何の問題を、まず踏んまえて、この種の文献や記事を理解することが必要であって、かの章学誠は「六経はみな史なり」と喝破しているが、その意味では書経も周礼もまた史書の範疇に属するし、逆にこのことばを裏返しえば、中国の史書といわれるものは、大なり小なり経書的な性格をもつ

ているのであって、事実、このことを完全に除外しては、中国の史書というものは存在し得ないといわざるを得ないかと思われる。これは、遙かに後世の文献ではあるが、編年の史書の一体として、「通鑑」とか「綱鑑」とかと、「鑑（かがみ）」という名の付された史書があらわれているが、これらの名称もまた、中国の史書のもつ性格のひとつを物語るものではないかと思われる。要するに周礼をもって空想的社会体制以上の何ものでもないという立場に厳密に立てば、班固の漢書刑法志の結構も、またその編述の目的の大半も、殆んど喪失してしまふという結果になる。そしてそれはひとり漢書刑法志のみならず、史記以下歴代の史書一般も、さらにまた経書といわれるもののも大半も、大なり小なり同様なことをいわざるを得ないこととなるのである。

然しこのことは、周礼を初め先秦の古典の記述を、完全な史実としてそのまま是認しようとするものでは決してないが、一般に史書や経書に引用されている歴史的な記事の信憑性如何や、その記事の信憑性の多少に関する問題などは、特別な場合を除いて、かかる小著の訳文の注としては、明らかにその範囲を逸脱したものであって、別箇に研究のテーマとして、あるいは中国法制的歴史的考察の問題として、別個に取扱かわるべき問題であると考えられる。

さらに「訳注漢書刑法志」の「序」において、「漢書に関しては参照すべき注釈書も、校合すべき古板本も比較的が多い」と記しているにかかわらず——古板本についての私の意見はさきに述べた——注が簡略に失しているが、「どちらかといえば、簡略な本文を、なお一層容易に理解させるために、十分に利用せらるべきであった」とし、従ってわれわれが「序」に述べるところと矛盾しているという指摘は、さきに記したこの訳注の目的が那邊にあり、どのような読者の層を対象としたものであるかを理解していただくことによつて、自ら氷解されるであろうと信ずる。他面また、煩雑詳細な注を付することは、却つて「簡略な本文」の理解に資するところがすくないと考えたことにも由来している。

また「凡例」において、「本文の解釈は顔師古の注によることを原則としたが、ひろく衆家の説も吟味を加えた。特に清朝学者の所説を参考としたところがすくなくない」と記しながら、多くの場合、ひとつの解釈のみをとって、他の解釈を示さなかったのは、先記の如く、もっぱら煩雑をさけようとする意図に出るものであるが、他方、専門家には、われわれがひとつの解釈のみをとって、他のそれを採択したり併記しなかったりした理由を、自ら理解されるところがあるかと考えたからである。

なおフールスウェーイ教授には、漢律の研究や漢書刑法志訳注のすぐれた労作のあること前記の如くであって、現に私は時として同氏の訳注を参照し、かつてその労作を「同志社法学」(第四十六号)に紹介したことは、同氏の指摘せられている如くであるが、この書をわれわれの「訳注漢書刑法志」に引証しなかったことには、およそ二つの理由がある。ひとつは、「漢書に関しては参照すべき注釈」が「比較的が多い」にかかわらず、中国のものについても、またわが国のものについても、その著者や書名をひとつとしてあげなかったこととまったく同じ理由で、同氏の労作もまた記載しなかったのであって、このことは、同氏の労作を無視したことを意味するものでは決してない。いな、同氏の労作を高く評価したが故に、あえて「同志社法学」に紹介の労をとったわけである。またふたつには、同氏の労作を参考としたのは、殆んど私個人のプライベートなことに属し、他方、訳注の仕事は共同の作業であったので、あえて「訳注漢書刑法志」には、氏の労作を引証することを控えたわけである。

最後に、氏が言及しておられる晉書刑法志の訳注は未定稿ながら、昨秋ようやくして一応は終了したということができるかも知れない。そして、この書に付した注は、なに分にも「晉書」という問題の書物である性質上、漢書刑法志の場合と同じ方針では注を施すことができなかった。なおひきつづいて魏書刑罰志の訳注を行なっているが、注はやはり晉書刑法志と同一方針で、結果的にはやや複雑なものとなっているきらいはあるが、中国研究を専門としな

い人々にも、可能なかぎり理解しやすいものたらしめようとして、苦心努力しつつあることにかわりはない。

付記 昨秋外遊の途次、ライデン大学を訪れて同教授にお目にかかり、氏の Heusewé という尊名を、カタカナで如何に表出するかをおたずねしたのであるが、本稿表題に記したようにフルスウェーイ (F. H. S. N. o. t.) と表出することが、正しい発音に近いことを氏自ら示された。しかしながら同氏としては、寧ろ日本語および日本名の「細部」(ホソベ) という発音を選びたいむねを、当時、巴里に滞留していた私に、手紙をもって報ぜられたことがある。とにかくライデンやアムステルダムあたりでも、同氏の名の発音を耳食のままではカタカナに表出することがなかなか困難なようにうけとられた。今回は同氏の直接の指示に従って、上記のようにフルスウェーイと改めることとした。従って前稿(同志社法学、第四十六号に)にフルセウエとしたのは、誤りに近いものであることを付言しておきたい。

因みに、「隋書刑法志」のフランス語訳 (Le Traité Juridique du "Sonei-Chou," Leiden, E. J. Brill, 1954) その他を出版されたソルボンヌ大学の Etienne Balazs 教授は、ハラーシュと発音すべきであることを、同氏から直接指示せられた。

一般に外国人の名をカタカナで表出すること自体に無理や困難がともなうが、殊に前記両氏のそれなどもまさしくその例に属する。しかし可能なかぎり本来の発音に近い表現をすることは、やはり同学の人に対する礼儀のひとつであると考えられるので、ついでもってこのことを付記しておく。